

平成30年度第11回米子市農業委員会総会議事録

招集年月日 平成31年2月8日(火)

招集場所 米子市役所 401会議室

開 会 午後2時20分

出席農業委員 1番 足立寛隆委員 2番 泉新一委員 3番 井田時夫委員 4番 伊塚定弘委員 5番 遠藤泰三委員  
6番 大太勇三委員 7番 大縄敬次委員 8番 木村美紀委員 9番 公本英夫委員 10番 小西淳一委員  
11番 角力委員 12番 高西史郎委員(会長) 13番 高橋敦美委員 14番 田中豊委員  
16番 中本公平委員(会長職務代理) 17番 森中喜輝委員 18番 矢倉篤實委員 19番 吉澤一誠委員

欠席農業委員 8番 木村美紀委員

出席推進委員 大東清彦委員 影嶋六郎委員 佐々木知俊委員 小林秀美委員 岩佐清志委員 友森一夫委員 西村茂春委員  
松本裕三委員 米澤美憲委員 尾坂宣雄委員 植田直道委員 田中英省委員 高西早苗委員

事務局 宅和事務局長 日浦係長 河野主幹 山本主幹 高田主幹 長谷川主任

傍聴人 なし

日 程 1 農地法各条申請地現地調査  
2 会長あいさつ  
3 議事録署名委員の指名  
4 議事  
(1) 農地法各条申請審議等  
ア 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について  
イ 第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について  
ウ 第3号 米子市農用地利用集積計画の決定について  
エ 第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画に係る意見照会に対する回

答について

5 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (4) 非農地現況証明について
- (5) 農地等の現況に係る照会に対する調査結果について
- (6) 農地転用現況確認書の交付について
- (7) 県農業会議会議員の事務報告
- (8) その他

議事開始 午後2時20分

議長（高西会長）

それでは、第11回農業委員会総会を開きます。

それでは、議事録署名委員について、慣例により議長が指名したいと思いますよろしいでしょうか。

議長（高西会長）

それでは、議席番号10番の小西委員と議席番号11番の角委員にお願いしたいと思います。

本日の欠席は、木村委員です。

議長（高西会長）

それでは、審議に入ります。3ページ、議案第1号をお願いします。

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について、下記申請について、農地法第3条第1項の規定により許可したいので議決を求めます。

それでは、4ページ番号56の両三柳について審議します。事務局から説明してください。

事務局（高田主幹）

失礼します。番号56の両三柳について説明いたします。詳細は議案のとおりです。本件は、譲渡人が相続した農地について、今後、耕作見込みがないため、申請地に隣接して住んでいる譲受人に、贈与を行おうとするものです。取得後の経営面積は、69aとなります。別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくお願いたします。

議長（高西会長）

続きまして、担当委員さんから説明をお願いします。

大縄農業委員

56番の議案について説明いたします。現地調査日は2月2日、大縄委員と山中推進委員で行いました。申請地は両三柳の〇〇の近く、畑2筆の計100㎡の農地です。受人は、申請地の隣接地にお住まいの方で、田3反、畑4反、これはネギを耕作されている方です。渡人は元々、申請地の隣地に生まれた家がありましたが、今は〇〇におりまして、家の方は道路が付く関係で既に解体してしまっている状況です。相続された農地について、残っていても仕方ない農地になってしまったので、譲受人と相談したところ、贈与を行うことになったと聞いております。申請地は既に花などが植えられていますが、受人は取得後、玉ねぎなども植えられるようです。許可については問題ないと考えます。以上です。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

無いようですので採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定します。

続いて、番号57の淀江町小波について審議します。事務局から説明してください。

#### 事務局（高田主幹）

失礼します。番号57の淀江町小波について説明いたします。詳細は議案のとおりです。本件は、譲渡人の所有している農地について、小さい農地で耕作不便のため、近所に相談したところ、申請地に隣接して住んでいる方が承諾し、売買を行おうとするものです。取得後の経営面積は、57aとなります。別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくお願いいたします。

#### 議長（高西会長）

続きまして、担当委員さんから報告をお願いします。

#### 高西推進委員

57番の議案について説明いたします。現地調査日は2月2日、高西委員、高西推進委員で実施しました。申請地は淀江町小波の〇〇の付近の畑1筆の124㎡の農地です。受人は申請地の隣地に住んでおられまして、主に水稻を4反、畑を1反耕作しておられます。渡人は、農業法人〇〇の代表者であって、地域の大規模な担い手さんで、申請地も家の近くですが、小さい畑で耕作不便であり、受けてくれる方を探していましたが、このたび、申請地の隣の持ち主の〇〇さんに売買を行うことになりました。受人は取得後、従来からの畑に続く当申請地を畑1枚分として自家用野菜を耕作される予定です。許可についてはなんら問題がありません。以上です。

#### 議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決をしたいと思います。異議のない方は挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定いたします。

続いて、番号58の淀江町中間について審議します。事務局から説明してください。

事務局（高田主幹）

失礼します。番号58の淀江町中間について説明いたします。詳細は議案のとおりです。本件は、譲渡人が相続した農地について、譲渡人は、〇〇在住であり、自身での耕作の見込みはなく、今後のことを考え、隣接の耕作者である譲受人に売買を行おうとするものです。取得後の経営面積は、154aとなります。別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくお願いいたします。

議長（高西会長）

続きまして、担当委員さんから説明をお願いします。

高西推進委員

58番の議案について説明いたします。現地調査日は2月2日、高西委員、高西推進委員で実施しました。申請地は淀江町中間の、佐陀川付近の〇〇を挟んで、北側375㎡と南側51㎡の1筆ずつで農振農用地区域の田2筆の計426㎡の農地です。渡人は議案のとおり、〇〇在住のため、相続により取得した農地は、耕作出来ない状態です。これ以外の他の所有地については、先程の3条申請57番の〇〇の代表者をしておられます〇〇さんに権利を貸付中です。実質は受け人が2か所とも隣地に所有農地があり、以前から一体的に耕作をしておりました。この度、双方で話し合いを行いまして、今後のことを考えて、権利関係をはっきりと定めておく必要から売買を行うことになりました。なお、受け人は、田を1町、畑を4反程度所有されており、今回取得する田も引き続き耕作予定であります。許可については問題がありません。以上です。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決をしたいと思います。異議のない方は挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定いたします。

続いて、番号59の淀江町平岡について審議します。事務局から説明してください。

#### 事務局（高田主幹）

失礼します。番号59の淀江町平岡について説明いたします。詳細は議案のとおりです。本件は、譲渡人の所有する農地について、以前から譲受人が管理耕作を行っており、渡人は耕作の意向がないため、お互いに今後のことを考え、権利関係をしっかりしておこうという話しになり、贈与を行おうとするものであります。取得後の経営面積は、95aとなります。別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしく願いいたします。

#### 議長（高西会長）

続きまして、担当委員さんから説明をお願いします。

#### 田中推進委員

59番の議案について説明いたします。現地調査日は1月30日、譲り渡し人立ち合いのもとで高西会長と田中推進委員が行いました。申請地は淀江町平岡にある畑2筆、計343㎡の農地です。受け人の〇〇さんと渡し人の〇〇さんは叔父と姪の間柄でして、家も向い隣の近所であります。申請地につきまして、以前から受け人が耕作管理しており、所有そのものも、受け人の所有地であると双方が考えておられるようなのですが、代変わりの折に権利関係を調べましたら、そうではないということが分かったため、権利関係を整理しておこうということで贈与申請をした、と話しを聞いています。なお、受け人は、田5反、畑4反を耕作されており、今回取得する畑も引き続き管理耕作予定であります。許可については問題ないと考えます。以上です。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定します。

続きまして、5ページをお願いします。

議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法第5条第3項において準用する、第4条第3項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

それでは、6ページ、番号102の東八幡について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

森中農業委員

102番の東八幡について説明します。転用目的は、太陽光発電施設です。森中委員と田邊推進委員で現地確認しました。造成計画は、盛土最高20cm、高さ1mのフェンスを設置する計画です。雨水の排水は、地下浸透の計画で、雑草対策に真砂土、砕石を敷く計画です。パネル、雑草の管理などは、設置者である〇〇が管理します。隣接耕作者の同意、箕蚊屋土地改良区の同意、実行組合の排水同意も確認しました。農地区分は、小集団の生産力の低い農地であるため、第2種農地に該当すると思われます。転用について問題はないと思われますので、よろしくをお願いします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号103の夜見町について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

#### 泉農業委員

現地に詳しい西村推進委員より説明させていただきます。

#### 西村推進委員

103番の夜見町について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。申請者の祖母が所有する土地に、住宅の建築を計画したものです。1月29日に泉委員と西村推進委員で現地確認しました。土地は祖母の土地ということで、孫の家族が住むということで喜んでおられます。造成計画は、盛土最高20cm、壁については、既存のコンクリートブロック3段、汚水の排水は、合併浄化槽から道路内暗渠へ放流する計画で、雨水の排水は、溜桝から道路内暗渠に流す計画です。隣接耕作者の同意、米川土地改良区の同意、実行組合の排水同意も確認しました。開発許可についても、見込みがあることを確認しております。農地区分は、規模が10ha未滿の農地であるため、第2種農地に該当すると思われれます。転用について問題はないと思われれますので、よろしくお願ひします。

#### 議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思ひます。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続いて、番号104の上福原について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

#### 吉澤農業委員

104番の上福原について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は理髪店ということで、先程現地確認をしていただきました。1月31日に吉澤委員と影嶋推進委員で現地確認しました。造成計画は、現在田なものですから、道路と合わせるために盛土70センチ、擁壁は畦の上に造るとということで高さ50cmと出ております。汚水の排水は、公共下水道に接続し、雨水の排水は、溜桝から既設の道路側溝に流す計画です。隣接耕作者の同意、米川土地改良区の同意、実行組合の排水同意も確認しました。開発許可についても、見込みがあることを確認しております。農地区分は、水道管、下水管、ガスのうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で、50



0 m以内に2つ以上の教育施設、医療施設がある農地であるため、第3種農地に該当すると思われます。転用について問題はないと思われますので、以上の内容で審議していただければよろしいと思うんですけども、ちょっと地元の委員として一つ二つ。まあ、言ってもどうにもならないことなのですけども。この田の持ち主は、今、家に90過ぎのおばあさんがおられまして、この方は県外に出ておられて帰ってくる見込みがないということで、他の田もなんとかならんかということで、何年も前から売りに出しておられました。また、農地相談会にも来られて、なんとかならんかということで来ておられました。ですので、この度この田んぼが売れるということは、農家にとっても好ましいことではあるのですけども。一方、現地調査でも見ていただいたのですけども、向かい側の方に散髪屋があります。それと、1キロ以内の間にすでに6つ散髪屋があります。それでどうかなと思ったのは、この事業計画の中に上福原に新店を要望するというようなことが書いてあったものですから、地元委員としても何の話だと思ったのですけども、今現実的には、地元の理髪店に聞いても何メートル以内に出店を規制するようなものは無いということでしたので、これはこれで転用としては認めなきゃいけないのですけども、地元で7つもってというのは、言ってもどうにもならないのですけども、それが地域の発展に寄与するかといたら、もしかしたら発展するかもしれないし、そうでないかもしれないし、わかりませんが、ただ、ちょっと別の所でこういった事っていうのは審議していただく所があってもいいのかなあというような気がしましたので、ちょっと一言、言ってもしょうがないことなんですけども言わせていただきました。審議の方は、よろしくをお願いします。

議長（高西会長）

説明は終わりましたが、いろいろな問題を危惧されたことを委員さん言われましたが、何かご意見、ご質問がございませんか。

足立農業委員

本人は大丈夫なのでしょうか。

吉澤農業委員

それはもう、自信があつてだと思いますよ。出される方の心配というよりも、今、すぐ向かい側にもありますし、1 km以内に3軒も4軒もあるわけですから、その方というのは昔からおられたわけですね。場所によっては前の代から散髪屋をしておられますので。ただ、こ

これはまあ今の世の中で今のことに對して規制するようなものは何もありませんので、まあこれはただ私の独り言ということで。

議長（高西会長）

まあ、規制が無いのならねえ、これはしょうがないです。それで取得されて店を開かれる人で意欲があれば。

他にありませんかいね。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続いて、番号105の夜見町について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

泉農業委員

105番の夜見町について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は太陽光発電施設です。2月1日に西村推進委員と現地確認しました。造成計画は、現状のまま利用し、高さ1.2mのフェンスを設置する計画です。雨水の排水は、地下浸透の計画で、雑草対策に年3回除草作業を行う計画です。パネル、雑草の管理などは、サンエー株式会社が管理します。米川土地改良区の同意、実行組合の排水同意も確認しました。隣接農地は地権者の土地のためありません。農地区分は、規模が10ha未満の農地であるため、第2種農地に該当すると思われます。転用について問題はないと思われますので、よろしくをお願いします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

高橋農業委員

これは地上権を設定するということになっていますが、賃借権の設定をしないというのは何か理由があるんですか。

事務局（山本主幹）

今の高橋委員さんから説明がありましたけども、どうも銀行の融資がですねえ、地上権でないと設定できないと融資しないということで、以前もサンエーさんは何件かありましてすべて地上権で、島根の銀行でされていますので、どうも地上権じゃないと融資が出来ないということ地上権設定です。

高橋農業委員

地上権になると登記が必要ですね。そうすると地上権の場合だと土地の所有者に無断でもできるということになります。そのあたりは了解しておられるのでしょうか。

事務局（山本主幹）

承諾済です。

高橋農業委員

承諾済ですか。それならいいです。

議長（高西会長）

他にありませんか。

矢倉農業委員

この地図見たら、住宅の中に設置されるようですけども、近隣の住宅地の影響とかそういうことに対してはどうか。

事務局（山本主幹）

ちょうど西村推進委員さんがおられますけども、ちょうど住宅の承諾を得るためにご自宅の方に来られたと思いますが。

#### 西村推進委員

そうですね。私の家のちょうど隣なのです。本当は本反対したいのですが、なかなかそうはいかずに。

#### 矢倉農業委員

ちょうどねえ、以前何年か前に私の所も同じようなケースがありまして、南向きとか近隣の住宅の人が反対運動を起こされて、太陽光の設置がやめになったケースがありまして、ここはまさに以前あったようなケースに良く似ているものですからどうかなと思って。

#### 事務局（山本主幹）

やはりパネルが南向きということで、業者の方に木を少しでも植えるように要望はされています。ちょうど西村委員さんが南向きですので、ちょっと一日中見るものあれですので、時間にもよるんですけども。

#### 議長（高西会長）

それは、パネルに太陽があたるじゃなしとに、あたるってことか。そうすると、あたる方ってことになると思うけれど、施工した人は納得したのでしょうか。

#### 米澤推進委員

この業者はねえ、1週間前に同じ件でパネルを設置したいと言ってきましたけども、多分申請が上がってくると思いますけれど、その時にね、太陽光設置しますよね、角度か分かるからあとは太陽の軌跡をずっと計算して、隣の方にどれくらい影響がでるかとか、そういうの出してもらわんと、今言ったようなトラブルが出る。南から来るのだから、木が邪魔になって効率が悪い。近くに〇〇というのがあるんですけども、そこは絶対そういうことがないように念を押したんですけども、そういうシミュレーションを出来るから、それくらいの反射光が近隣に影響を与えるかっていうのは出した方がいいと思いますけども。

議長（高西会長）

事務局どうですか。

事務局（山本主幹）

以前お話しした事があるのですが、住宅が近くにある場合、光の反射がどれくらいの距離だと、ちょっと忘れましたが、お伝えした事があります。そういうことはもちろん業者ですので、ある程度計算されているとは思いますが、まあ西村委員さんの場合はやっぱり目の前にあるということで少しでも影にしたりとか、手前はということ。

西村推進委員

道路を挟んだんじゃなくて真ん中に横にありまして、業者と話をして、木を植えたり簡単なものでいいからやってくれと。もちろん反射もありますけども、やっぱり毎朝ねえ、ぱっと見てねえ横見たら太陽光パネルがぱっとあるっていう、まあ、わがままなのですけどね、木をちょっと植えてくれよとしたんですけどね。ただ文書等では何もしていませんので。

議長（高西会長）

太陽光発電ではいろいろなトラブルが起きています。それで今日も2つ出ましたが、排水がねえ、地下浸透になってますわね。本当に私現場見ていないけん、事務局や委員さんは見られたと思うんですけども、本当に地下浸透になるのかどうかですわな。日吉津で問題になって県の農業会議でも行ってですね、それから県の担当者も、地下浸透だけでも地下浸透にならんで周囲の畑にも、それは営農型でしたけども、雨が降った時にですね、水が地下浸透せずに作物が傷んだということがありました。本来なら地下浸透というのはそれなりの設備をしますが、多分、私、現場見てないのでつかないことは言えませんが、コンクリやそんなものを張らねばですね、自然に浸透するということで地下浸透になっているのではと思ってちょっと感じたんですけども。本来ならきちんと地下浸透するなら地下浸透する方法があります。例えば浄化槽なんかでも地下浸透って言う場合もありますけども、その辺はどんなだかなあということ。それからこれは南部町の会長が言っておられましたけども、南部町でもしょっちゅう太陽光が出てくるわけですが、太陽は一年中一緒な所から一緒な角度で入ってくる訳無いですので、時期によって太陽の入ってくる角度が違うが、その辺の対応をどうするのかと、それではっきりした事が言われん

なら、それは南部町としては許可せんと会長言ってましたけども。ただ南部町は、自分の所で許可できますから、米子市と違って。まあ、その辺はまた違った意味での考えが通されるかもしれませんが、現場の近隣のせめて住民の方にはですねえ、同意が必要と思います。この前、中間という所で、広島の人が申請している時に県に話したら、県の今の局長が、法律家に向かって話すのに、法律でそういう規制が無いもんですので、言えませんって言って。最終的には、この前ここでも言いましたけども、トラブルがあった時には県が責任持って解決するよということではしていますが。いろいろトラブルが起きやすいので、その辺をですね、せめて、これは近隣の人がちょっと大変だなあというようなことは、同意でも取っていただいて何するようお願いします。先でトラブルが起きた時には、また委員さんにもご迷惑をかけたりすることが起こりがちですけども、その辺も考えてよく調査をお願いしたいと思います。

他にありませんかいね。

#### 伊塚農業委員

今の話で、西村さんとも、私らはこれ決めて、はいと同意しますでやって決まって、まあ施工する訳なんですけども、県が責任を持つのか農業委員の私らが責任を持つのかっていうことになった時に、西村さんは、隣ですわな。西村さんはこっちにおられた時には、そういうきちんとした周りの許可を得ておられると思うんですけども、これから先どんどん来るんですね。どこで歯止めするかは別として、来るんですね、これからも。

#### 西村推進委員

実はですねえ、来月おそらくねえ、今度は私の所の真裏にやられますんで、もうお年でですねえ、雑草地になってしましてねえ、道路も狭いですからねえ、なかなか宅地にはできないので、だからやっぱり太陽光になるんですね。だからもう終活じゃないですけども、みんな太陽光にっていうような話で。

#### 足立農業委員

今の件ですけども、西村さん、大変だと思います。もう一回ねえ、この〇〇さんと、いろんな条件があるんですよ、この太陽光付ける時には。そう簡単にぽんぽんぽんぽんつけられませんか、〇〇さんはこれ知っていて言っておられるかどうかと思うけど、もう一度話をし

て納得のいくようにした方がいいと思います。

矢倉農業委員

西村さんは西側で、〇〇さんというお宅がちょうど南側になるんじゃないかなと思うんですけども、その〇〇さんというのは、ここに太陽光ができるってことを知っているのですか。

泉農業委員

あのねえ、地域の人を集めて説明会をして同意ももらってるんです。

矢倉農業委員

知っているんなら、それでいいです。

議長（高西会長）

他にありませんかいね。

委員さんも本当にねえ、太陽光については案件が出たらよく勉強していただいて、そげしてよく調査をして意見を言って欲しいと思うんですがんなあ。ただなんでもかんでもってことではないと思いますけども、トラブルが起きたら必ず農業委員さんに言ってきますから、そげした時に、簡単なことでならいいですけども、後のトラブルは出来るだけ最初に調べて、同意書いただくのはいただいて、さっきのは地域の人に説明されたということですが、そういう事も大事な事ですので、その辺を時間をかけて調査を兼ねてお願いしたいと思いますけども。

他にありませんかいね。

伊塚農業委員

市街化区域はここには問題なしにすつと通るんですか。

事務局（宅和局長）

市街化区域の農地転用は届出で、出されたらもうそこで終わりです。

伊塚農業委員

許可は、全部農業委員会経由か。

事務局（宅和局長）

許可は、農業委員会を経由して県の方に進達をする。それで県が許可するという流れになっています。

伊塚農業委員

市街化区域のやつも。

事務局（宅和局長）

市街化区域は、届出が出たらそれで終わり、完結です。

伊塚農業委員

それはここではそういう審議はせんわけだな。

事務局（宅和局長）

審議はしません。報告だけです。

伊塚農業委員

それで、許可は、責任は全部農業委員会があるってことになるわな。



事務局（宅和局長）

責任が農業委員会といますか。

伊塚農業委員

市街化区域は、あまり関係ないなあって、あそここうしてって出て行って、そんながいに話はしてないんだけど、そういうものは最終的には、トラブルがあったらこっちにくるわね。市街化区域であっても。

事務局（宅和局長）

あまり来たという話は聞いた事が無いです。山ほど出てますけど。ほとんど無いはずだと思います。

森中農業委員

農業委員ではなく、行政相談の方でしょ。許可制度じゃないので、届出ですから。その届出に対して、いいか悪いかは事務局の方で見て、行政指導はするけども、後からのトラブルについては、行政相談の方と違いますか。農業委員会ではなく。

事務局（宅和局長）

はい、農業委員会に来ておりませんので、何かあったら他の相談窓口に行くのではないかと思います。

伊塚農業委員

そんなこと、言っていない。農業委員会じゃないと思っているので、関係ないと思っています。確かに後ろの方にいつも書いてあるのですが、転用で、太陽光って書いてないので転用でも、ずっと通っているわけなんです。あれは、太陽光やってるそばで聞かれたら、何しているかとまじめに見に行かにゃいけない。うちは関係ないで、いいね。

足立農業委員

こうやって審議するってことは、責任を持たにやいけませんわ。

伊塚農業委員

ですから、審議しないものは、後ろの方に書いてある転用については、責任無いっていう判断でいいでしょう。

事務局（宅和局長）

あの、委員会にかかっている訳ではありませんので。委員さんが審議して決定したわけではありませんので。

議長（高西会長）

だけんその時には、相談があったら農業委員会では審議してない、だけん例えば、今、森中さんが言われたように、行政相談に行くとか、こういう所に相談されたらいいじゃないですかという具合にアドバイスして。

伊塚農業委員

私はそういう感じでおったけど、何か最近になってからいろんな話がありますので。

議長（高西会長）

いやあ大体ねえ、農業会議でも出るですけども、問題が非常に多いですわ、全国的に。それで法律をねえ、また改正するっていつているですけども、どんな具合に改正するかちょっと分かりませんが。ただ、上程されて審議されなくても、そういう人が相談に来られれば、知らんわって突っぱねるのではなく、寄り添っていろいろできる範囲で相談に乗ってあげていただきたいと思いますけども、上程して審議してそうになったら農業委員会で対応しないとイケないかなあと考えています。最終的には県が許可するものですから、県にもそれなりに責任を負わして問題解決しないとイケないと思っています。

他にありませんかいね。

無いようでしたら、いろいろご質問が出ましたが、採決したいと思います。

異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続いて、番号106の高島について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

#### 森中農業委員

106番の高島について説明します。今日、現地調査で3番目に見た場所です。田んぼが3筆、畑が2筆の2人の所有者で合計面積が2,189㎡であります。これについても田邊推進委員と現地確認しました。申請者は運送会社を運営されておりまして、車輛置場が狭くなったということで土地を探したところ、売買について了解を得られたということで今回の申請に至ったものであります。造成計画は、盛土最高80cm、エコソイル、砕石を敷き、高さ1.2mから2mの擁壁を設置する計画です。雨水の排水は、地下浸透の計画です。隣接耕作者の同意、箕蚊屋土地改良区の同意、実行組合の排水同意、農業用道路通行に係る同意も確認しました。農業用道路につきましては、かなり舗装が雨水ということで、その上に鉄板を敷いて出入りをするんだということであります。農地区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、第1種農地に該当すると思われれます。転用について問題はないと思われれますので、よろしくをお願いします。

#### 議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続いて、番号107の東福原4丁目について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

#### 大太農業委員

107番の東福原4丁目について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は、土木業者の資材置場です。2月1日に

大田推進委員と現地確認しました。造成計画は、盛土40cm、高さ60cmの擁壁を設置する計画です。雨水の排水は、地下浸透の計画です。隣接耕作者の同意、米川土地改良区の同意、実行組合の排水同意も確認しました。農地区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域内にある農地であるため第3種農地に該当します。今日見てもらったんですが、あの田んぼは私が3年前までは稲刈りしたり請負小作をしていました。現地確認の時にも本人さんとお話したんですが、高齢になったのでどこかに貸せる所がないかなあということで話を聞きました。されるところは〇〇というところで、会社の方も今年で40年を迎える優良企業だそうです。経営も安定しているということで、転用について問題はないと思われしますので、よろしくお願ひします。

#### 議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続いて、番号108の夜見町について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

#### 泉農業委員

108番について、現地に詳しい西村推進委員さんから説明をお願いします。

#### 西村推進委員

108番の夜見町について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は駐車場です。1月29日に西村推進委員と現地確認しました。現地は中学校の南東側で、造成計画は、すきとりを行い、碎石を敷き詰め現況の高さと同じにする計画です。雨水の排水は、地下浸透の計画です。米川土地改良区の同意、実行組合の排水同意も確認しました。隣接農地はありません。農地区分は、住宅用、公共施設等が連たんしている区域内にある農地であるため、第3種農地に該当すると思われします。転用について問題はないと思われしますので、よろしくお願ひします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

ちょっと聞きますけどね、駐車場で地下浸透ってことですが、地下浸透で本当に大丈夫だろうかと思って、普通ここでは地下浸透って言いますが、県の会議ではねえ、こういう場合は、雨水をどこに放流するかということを確認します。例えば駐車場だったら、きちんとされるなら舗装をされて。それからそれをしなくても、碎石を敷いて、あるいは固めてします。そんなものが地下浸透になる訳無いんですわなあ。そのへんは大丈夫ですか。多分、農地ですので、排水路はどこに流すかということになっていると思います。大体そんな時には、例えば改良区の関係だったら改良区の同意も取ってそこに放流させていただくとか、それから改良区じゃなかったら実行組合の同意をもらってするとか大体されるんですけども、さっきから地下浸透、地下浸透ってことが出てきますが、それをどんな具合に見られましたか。実際問題本当にこれだったら地下浸透できるなっていうことで感じられたのか、やっぱり難しいなちょっととか。

西村推進委員

まあ、元々が農地で草木も生えてますので、それで削って碎石やりますんで、私の考えでは地下浸透できるかなって思うんですけどねえ。

議長（高西会長）

あのう、草が生えちゃうなかにはある程度できるかもわかりませんが、まあ誰が考えてもねえ、駐車場だったらきちんとすれば舗装しますし、舗装せんまでも碎石敷いて、そうしてローラーしますんで。そうした時にも現実に地下浸透なんかにはなりませんわなあ。そのへんはどうだったかな。

公本農業委員

駐車場にどれくらい車が止まるんですか。

西村推進委員

12台と聞いています。

公本農業委員

そうしたら透水舗装の話をしたらどうですか。今、国道なんかも透水舗装をみんな流行ってきていて、雨水がみんな浸透する。そうしたら今会長が言われるように、自然透水なんてありえんからね。

議長（高西会長）

それで、今これ図面見ますとねえ、弓ヶ浜小学校の裏側っていうか、この道路には側溝が無いだか。

泉農業委員

側溝がありますよ。

議長（高西会長）

側溝がありますか。そうしたら、それなら敷地の中に溜枘を作ってそうして溜枘から道路の側溝に放流するとか。ダイレクトにはなかなか処理するのに苦労しますけども。そんなことは現地では見られて感じられなかったですかいね。

足立農業委員

ちょうど道路縁だし、地下浸透と書いてあるけども、これは本当に確認して書いたものなのか。これを誰が書いたのか。

泉農業委員

地元に住んでいる人は、何十年も住んでるんだけど、よっぽど大水が出ない限りは、水は溜まらないですわ。だから地下浸透でいいのだろうなって。まあそういうような。

議長（高西会長）

いやあそれはねえ、転用して駐車場なんかにして、草が生えているときはいいけども、きちんと碎石をしたり、それで、これは面積が小

さいので、県の常設委員会にはかけませんが、これが面積が3,000㎡以上で県の常設委員会にかけたら通りませんわ。こういう地下浸透なんてことでは、きちんとせんと。その時には、出す前には事務局できちんとよく言って説明をして審議会で笑われないようにはさせますけどもねえ。

森中農業委員

これ、太陽光は隣接者の同意を取るんだけど、駐車場なんかも隣接者の同意をとってあるのか。ここに限らず。

事務局（山本主幹）

隣接農地は取ります。この度は、農地はございません。住宅に囲まれていますので。

森中農業委員

まあ、住宅に囲まれて立地的にはそういう立地だけでも、例えば何にも無しに農地に囲まれた所は隣接の農地の同意も取るかやってこと。

事務局（山本主幹）

はい、取ります。

森中農業委員

取るな。分かりました。

議長（高西会長）

他にありませんかいね。

吉澤農業委員

小学校のすぐ隣みたいな所なんですけども、これは通学路みたいなところかね。

泉農業委員

通学路ではないです。

井田農業委員

申請が出ておりました許可をすることになると、条件付きで許可をするということはできないですか。結局、地下浸透じゃなくして、隣に道の縁の側溝があるので、側溝に排水するするというような条件付きで許可というのはできないのですか。

議長（高西会長）

本来なら、受ける時に事務局が窓口でその事を言って本当はしないといけません。それがちょっと怠っているなと思って、終わったら良く注意しておかないといけませんなと思っていますけど。そういう所が無いのならね、農業用排水路も無いし、それから道路はあるけども側溝も無いしという所はそんな訳にはならんでしょうけども、公道に面してその公道に側溝がついていれば、これは、側溝は雨水を流すためにあるので、生活雑排水は公共下水や浄化槽ですけども。そうすればそういうことをねえ、落ちとればきちんと申請者に説明してそんな具合にしてもらわないといけません。

井田農業委員

今からでは間に合わないということですか。

事務局（宅和局長）

被害防除計画書の方に地下浸透としてしか書いていなかったということなのですが、業者に指導をしまして、地下浸透にならなかったものは道路側溝に排水するといったような形で計画書を変えてもらうということで通すという話で行ってもいいかと思います。



議長（高西会長）

それで認めて欲しいってことか。

事務局（宅和局長）

はい。通常は、溢れた分は必ず前面の道路側溝に流れると思いますので、自動的に。それをちょっと追加して、こういう条件でってことで話はできると思います。

議長（高西会長）

そんな具合にねえ、局長が言いますように、申請者にそんなふうに言って、そうしてここで承認するという。それで事務局はまた改めて言うけども、その辺のことを、なんでもかんでも地下浸透っていうことで、はいはいではいけません。いつも言うことだけでも、草が生えた遊休農地だったら雨が降ればある程度は浸透するかもわからんけども、誰が考えても駐車場にしたり、車よけ停めるに、それなりにアスファルトやコンクリートをせんまでも、埋まらんようにするわけですので、そんなものが簡単に地下浸透になる訳だ無いので、そういうことはきちんとして、今までも常設審議会に出席して分かっているとは思いますが、こういうことだと通らないので、今後気を付けてやってもらうようにお願いします。

他にありませんかいね。

矢倉農業委員

よくこういう駐車場で、今見ると13台停めるようになってるんですけども、コンビニなんかで車のエンジンをかけっぱなしにしないでくださいとか、こういう住宅地でね、まあそういうことは無いかもしれんけども、やっぱりエンジンをかけっぱなしで冬なんかよくあるんですよ、暖房をかけるために、人は乗っていないけどもエンジンかけっぱなしで、そうすると十何台も停めて、近隣の住宅地には、そういうことが起きたらかなり迷惑になってトラブルの元になるんじゃないかなと思うんですけども、今後こういう住宅地の中の駐車場に対しては、何らかの対策を立てて、よくコンビニとか遮断してありますよね、ああいうことも今後必要で行政の方から要請してこうすることも、別に反対している訳じゃないんですけども、必要じゃないかなと思います。

#### 議長（高西会長）

今はねえ、いろいろトラブルが起きて、昨日も相談があったんですけど、白浜土地改良区の区域の受益区域の中で、割と住宅が建っているものですから、それで面積が1反半で灌漑施設をしていますが、そうするとスプリンクラーをかけると子どもに水がかかったりなんざりやりにくいって訳です。それで耕作をあきらめてって言われて、転用ができないものかと言われるけど、白浜の場合は平成26年に工事が終わったものですから、それから8年間は絶対に転用はせんようにと県からきびしく言われていまして、ですのでちょっと待っていただかないといけませんと地権者の方に説明をして理解してもらいましたけども、なかなかいろいろトラブルが起きて、特に駐車場でねえトラックをたくさん停める時なんかは、今までここでは無かったですが、油が敷地内から出るということで、分離層を作って、そうして放流してとか、そういうことがあんまりここでは出ないんですけど、トラブルはちょいちょいありますから。

他に何かありますかいね。

#### 公本農業委員

その件に併せてですけどね、私も10年位前にえらい目に遭いましたが、それで農業委員会に文句を言ったんですよ。というのは畑でね、分家でどんどん家を建てて、そうすると畑に行くのにトラクターで通るんだけど、通るなって言ってだいぶ叱られて、あれ4軒くらいあったね。当時の農業委員の人に、悪いんだけど農地に家を建てる時は農家の人から農機具を運転するときは、まあせいぜい7時半になったら車が通ったと思って目をつむってもらうしかないんでそのへん頼むわって言ってたんだけど、ぜんぜん話は無かったみたいでねえ、分かった分かったで終わりなんだけど、最初はねえ、えらい剣幕で叱られていたんですよ。先週もねえ、担い手が新規就農する人達で挨拶につれて行くからってことで来られて、いろんな自分が苦勞した事をねえ言っただけですけど、まあ、農機具が通る通路の民家には一言声かけといた方がいいですよと、トラブルになるよりはって言っただけですけどね。

#### 議長（高西会長）

佐陀にもねえ、私は合併前から農業委員いろいろさせてもらっていますが、それでアパートが建っていますけども、アパートを建てられるオーナーさんに必ずねえ朝晩小早に仕事をして、農家がねえ水かけても苦情を言わんようにと、だけでも実際には大家さんが住まわれる訳では無しとに入居される人がなんですけど、そうすると、聞いていないと言われる訳です。それから自治会にも入ってくださいって事

もお願いしますが、まあ説明をしておられるのかおられんのかよく分かりませんが、なかなか住宅がだんだん建つ所はねえ、耕作に苦勞しておられます。朝早くしたらなら朝も早い事からって言われるし、日中するとねえ、夜勤で戻って今やっと寝ているのにつて、いろいろな事があって、何回か相談に来られて相談に乗ってあげたことがあります。なかなかトラブルが起きやすい。まあ、そういう事があればねえ、委員さんもまたそういう方に寄り添って一つ問題解決に協力していただきますようお願いしたいと思います。

他にありませんかいね。

無いようですので採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続いて、9ページ、議案第3号をお願いいたします。

米子市農用地利用集積計画の決定について、米子市長が作成した、別紙農用地利用集積計画（案）について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、決定を求めます。

それでは、利用権設定各筆明細について、12ページ番号2-1を審議します。

関係者の大縄委員の退席を求めます。

（大縄委員退席）

事務局から説明してください。

事務局（河野主幹）

それでは利用権設定各筆明細についてご説明いたします。

12ページ番号2-1は、再設定です。

これは、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議よろしくをお願いします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、決定とします。

大縄委員の着席を求めます。

(大縄委員着席)

続きまして、12ページ番号2-2から17ページ番号2-26までを一括して審議します。

事務局から説明してください。

事務局(河野主幹)

12ページ番号2-2から番号2-4は、再設定です。

13ページ番号2-5及び番号2-6は、借受人の希望による貸付です。

番号2-7及び番号2-8は、再設定です。

14ページ番号2-9から番号2-11は、借受人の希望による貸付です。

番号2-12は、再設定です。番号2-13は、借受人の希望による貸付です。

15ページ番号2-14から番号2-18は、再設定です。

16ページ番号2-19及び番号2-20は、借受人の希望による貸付です。

番号2-21及び番号2-22は、再設定です。

番号2-23は、借受人の希望による貸付です。

17ページ番号2-24は、再設定です。

番号2-25及び番号2-26は、借受人の希望による貸付です。

以上、番号2-2から番号2-26は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議よろしくお願ひします。

議長(高西会長)

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、決定とします。

続きまして、19ページ農地中間管理権を取得する場合について、番号2-1から23ページ2-22までを一括して審議します。事務局から説明してください。

事務局（河野主幹）

鳥取県農業農村担い手育成機構が行う中間管理権の取得についてご説明いたします。

19ページ番号2-1から23ページ番号2-22まで、番号欄鍵括弧に中間管理権取得理由が記載してあります。

Aは地権者の意向によるもので7件、Bは相対の契約から中間管理事業への切替で15件、Cは合理化事業から中間管理事業への切替で0件、Dは期間満了による更新で0件です。

番号2-1から番号2-22まで、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、ご審議よろしくをお願いします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、決定とします。

続きまして、26ページ、議案第4号をお願いします。

農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画に係る意見照会に対する回答について、米子市長が作成した、別紙農用地利用配分計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき意見を求めます。

それでは、27ページ番号1から30ページ番号11までを一括審議します。事務局から説明してください。

事務局（河野主幹）

今月の農地中間管理事業利用配分計画について、耕作者選定理由をご説明いたします。

27ページ番号1から30ページ番号11は、近隣ほ場の耕作者であるため配分するものです。

耕作者選定理由ではありませんが、28ページ番号5ですが、右端の所に農業組合法人伯耆の郷というのが書いてあります。これは1月31日まで耕作で1月31日をもって解約しましたということで、2月1日に解約の申請が出ております。この議案の作成時点では間に合いませんでしたのでそのまま載っておりますが、この伯耆の郷から長者原百姓様の方に借り換えを、耕作者が変わるということです。ちょっと月が空きますけども、その辺は承知しておられるようです。という事が一応補足説明とさせていただきます。

番号1から番号11の選定理由は以上です。ご審議よろしく申し上げます。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨回答します。

続きまして30ページ番号12から31ページ番号14を一括して審議します。

関係者の泉委員さんの退席を求めます。

（泉委員退席）

事務局説明をお願いします。

事務局（河野主幹）

30ページ番号12から31ページ番号14の選定理由は、近隣ほ場の耕作者であるため配分するものです。ご審議よろしく申し上げます。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨回答します。

泉委員の着席を求めます。

（泉委員着席）

審議事項は以上です。続いて報告事項に移ります。事務局から報告してください。

事務局（日浦係長）

報告いたします。34ページから35ページの農地法第4条第1項第7号の規定による市街化区域に係る農地転用届出書の受理について、6件を受理しています。

次に、36ページの農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域の農地転用届出書の受理について、2件を受理しています。

次に、37ページから38ページの農地法第18条第6項の規定による合意解約に係る通知書の受理について6件を受理しています。

次に、39ページから40ページの非農地転用現況証明について、6件を証明しています。

次に、41ページから43ページの地目変更登記等に係る照会に対する回答について、鳥取地方法務局及び鳥取地方裁判所米子支部に対して、3件を回答しています。

次に44ページの農地転用現況確認書交付について、1件を交付しています。

報告は以上です。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

#### 角農業委員

今の報告の中に、市街地の場合はこの届出だけで、改良区は通らない訳で決済金をいただくというのが非常に難しく、今半分くらいしか回収できない状況でして、調整区域とか農振の場合は必ず改良区を通過してからしますんで決済金貰えるんですけども、貰えないという事で非常に苦勞しているんですけど、事務局の方にはパンフレットを渡してくれとお願いしています。それからもう一点がですね、原野という申請ですけども、これまあ地区委員と事務局で判定している訳ですけども、できるだけ農家の人は原野にしてくれと言われれば嫌だと言えないんですけど、ただ委員会としてある程度の線引きをしないと、どんどんどんどん原野にしてしまうとですね、家がぼんぼん建ってしまうと隣の農地も困ってしまうということがあるんです。そのへんをちょっと何かの機会に検討が必要ではないかという意見です。

#### 議長（高西会長）

ちょっと聞いてみますけども、米川土地改良区さんは脱退決済金が10aあたりいくらですか。

#### 角農業委員

地区によって違いますけど20年分ということで。高い所は7万2千円で安い所は3万6千円というような感じです。

#### 議長（高西会長）

昨日、西部地区の土地改良事業説明会があつて来ておられましたけど、昨日も言いました様に、困っているのですがね。これ何か参考に聞いて欲しいと思うんですけども、淀江町土地改良区の場合は、耕作面積が50haです。それで国営でやった所が稲吉と壺瓶山がありますが、欲出してたくさん買われた人がですね山林原野になってしまっているのです。それで山林原野になりますとですね、農振除外が簡単にできるのです。そうしますと農振除外して農地じゃ無いって事になると、まあ脱退します。それで脱退しますと国営でやった所を脱退決済金が4万7千円です。それから小波地区って米子市の農協の選果場の辺りですが、あれは87万円くらいですかね。それは何ですかと言いますと、白浜土地改良区がですね、池口さんが理事長ですけども、灌漑施設をして、26年に終わった訳ですけども、それで白浜は大山山麓地域の大淀地域って大山町の一部と淀江とがなっていてですね、それが最後に終わってから8年間はまだ決済金が高いです。それで国営でそんな具合にして決済金4万7千円にすると、後に残った人が困ってしまうのですが運営に。年間大体250万くらい運営費が



かかりますが、それも前は2千円だったけども、私が理事長になってから運営ができんで、事情を話して倍以上の賦課金にしてもらいましたけど、まあそんな具合に、県にもいろいろ相談しますけども、賦課金の増額ってことは多分無理だということですね、それで今いろいろ考えているのはですねえ、今、角理事長が決済金を言われましたけども、50年分くらい25万円位にしようかなあと思って。それでそれは脱退して4万7千円で脱退される人はいいいですけども、残った人が困られるので。それで国営もそんな具合に払い下げてもらって長い間耕作しておられたと思うんですけども、それで事情を話してそんな具合にしたいなと思っておるところです。それから白浜の方は池口さんが頭を悩ましておられます。これは10aあたり1万2千円が賦課金なものですので、今5ha余り農地がですねえ、空いてしまっていて、いろいろ機構やそれからいろいろな人をお願いして見てもらうけども、1万2千円の賦課金で二の足を踏んでおられて、なかなか受け手が無いというようなこととして、どんな具合がいいかなあと思って今悩んでいるところですが。まあそれはどこの改良区も一緒だと思いますけども、まあ大変で、これからの改良区の理事さんは、気合を入れて任についてもらわないと困られると思いますけども、まあそういうような一端があつてですねえ、大変ですけども。

そこまでで何かご質問ご意見ありますでしょうか。

#### 角農業委員

それで、原野の承認についてですねえ、委員会としては何も行動しないというのではちょっとまずいんじゃないかなと思います。地区委員では判断して承認とかこれはちょっとまだ農地なのでいけないとか判断はしているんですけども、委員会としてはですねえ、何かそういう検討の場が必要ではないかと私は思っているんですけど。例えば各地域に分かれて弓浜なら弓浜地区で箕蚊屋なら箕蚊屋地区で分かれて、ここまでは原野でいいけどこれはだめだなとか、何かそういう検討の場を設ける必要はないでしょうかという意見です。

#### 議長（高西会長）

いやあ、それは必要だと思うんですけども、事務局、今まではそんな申請は無いですよ。山林原野に帰ったので除外っていうような。

#### 事務局（宅和局長）

これは通常の非農地証明の案件だと思いますので毎月あります。住宅地であつた分ではなくて、昔から山林だったとか原野だったとかつ

というケースもあります。

#### 公本農業委員

やっぱりねえ、先月その件がありまして、非農地証明してほしいということですね。あのう、本音は使ってない農地だから活用した方がいいと思うけど、だけど建前があるから、ここを非農地にしたら他の人が何であそこ非農地にして自分の所を非農地にせんだということで私の所に来るから、私は困るからってことで事務局に下駄を預けました。そこは事務局と田口推進委員さんの判断で非農地にしなかったけども。もう2箇所は、これはしょうがない明らかだからということで非農地になったんですけども、その基準がわからんだがね、必ず言われるので。

#### 議長（高西会長）

あのお、私が言っているのは、尾高で佐陀川右岸の組合員で農振に入っていますから基盤整備していますので、だけど用水は貰われない、それから精進川が決壊した時に川の石がらといますか、そんなものが入って耕作ができないということで、それで水は供給してもらわれないわ賦課金は払うわってことで、どんなものかと相談があって、それで県の振興課長に現場に来てもらってそれで良く説明をして、どんなものだということで、これはもう耕作ができませんので非農地ということで非農地証明しましたけれど。例えば、今私が話したようなことは、例えばいろいろ角さんの現場なんかはどうか何ですが、淀江土地改良区の稲吉や壺瓶山は、耕作者の事情で山林原野に帰っている訳です。ですので、こんなのを一緒にできんと思っています。これは私もきびしく県には言っていますが、どんなふうにしたらいいかって。それで県の方でも脱退決済金は取ればいだろうけども賦課金はちょっと難しいだろうなと。ただ、そんな具合で山林原野に帰ったので農振除外して辞めるわって言われれば、後の人が困るわけです。ですので、改良区の役員としてですが、後に残っている人が困るようなことをして辞めさせる訳にはならんと思っています。その辺で今、県といろいろ打合わせして、どうするのが一番いいか、皆が納得するかと思っている所です。今年の総会ではまだ上程せんけども来年か再来年ぐらいきちんとして、後の人が受けた者が困らんようにして勇退しないといけんなど思っているところですけどねえ。

#### 公本農業委員

こういう人もおられました。近所の人に来て、なんとあそこの畑に雑木を4本ばかり植えて4、5年したら農地じゃないから、非農地になってしまうのでって、そんな事言っているのが。

#### 議長（高西会長）

そんなものは認める訳にはいけんわなあ。それは箕蚊屋さんや米川さんみたいにねえ、受益面積が多い所はそう日常の運営にはあんまり支障をきたされんでしょうけども。

#### 角農業委員

改良区の事ではなくて、私は農業委員として農地をどうするかと言いたい。改良区は農業委員会で承認されて脱退されるということで、それしかできない、権限がないんで。ただ農業委員としてはですねえ、農業やるためにどういうふうにしたらいいかという事を審議する場です。

#### 議長（高西会長）

それはねえ、大事な事だと思います。まあ、そういう事も含めて本当は総会にはねえ最適化推進委員さんにも出してもらっているいろいろなことだったけれども、最適化推進委員さんは出席をせんでもいい、或いは説明は委員がするっていうようなことで。この間、先進地視察に行った所、北広島町は、毎月、合同でブロック毎に4ブロックありましたが、総会をしていろいろ意見交換をしてお互いに情報を得て、そうして地権者のお世話をすると。もちろんその時にブロックでやられるのは最適化推進委員さんも、農業委員さんも一緒になって審議して採決なんかされるでしょうけども、総会には出られんということで毎月しているということで、参加された委員さんもこれはいいなあと何ですが。まあ、会長になった時はそれができませんでしたが、来年の7月に改選になって新しい体制でやられれば、せめて事務局には話していますけど、毎月じゃなくても、四半期毎、年に4回くらいはそういう機会を設けて一緒にいろんな問題を話し合っただけでお世話になったらなあと思っていますが、それはまたその時にいろいろ考えてもらえばいいと思います。

#### 森中農業委員

ちょっといいですか。非農地証明は当該地の推進委員と農業委員が現地調査をして、いいよということで初めて非農地になって、当該地の推進委員と農業委員の了解が得られたものだから報告に出てくる訳ですねえ。そういう事は、我々は地区外の事は分かりませんが、当該地の推進委員さんと農業委員さんはおのずから十分承知しておられるというふうに私は見っていますが、それでも無いですか。

#### 公本農業委員

何を基準にしてイエス・ノーを出すのか。この辺でと思って判断したら他の人が、他の農地を持っている人が、あんたあそこを非農地にしてなんで私の所を非農地にせんだというふうに来たら、もうドミノ倒しじゃないけどみんな非農地にしたら米川土地改良区も困ってしまうだろうし、原野にみんななっちゃうから。

#### 角農業委員

耕作できんような土地はたくさんある訳です。農家の人に言わせると、原野になったら原野の方が税金は下がるし水利費も無くなるし草刈りもせんでいいし農業委員会からも文句言われなくて投げっぱなしだと。それで万歳万歳って姿勢になってきつつある。その姿勢をですねえ、農業委員としては、そうですそうですという訳にはならないと思います。それをある程度このくらいは農地で残さないといけないのではないかという検討もですねえ、やっぱり我々として、地区では推進委員と相談しながらまあしょうが無いなあというくらいな感じでやっているんですけども、だんだんそれが、なあなあになってしまうとですねえ。

#### 森中農業委員

原則としてはねえ、非農地は、例えば耕作していないのが20年以上っていうことになっていますよね。そのへんは事務局が受けて申請する段階で受けて、どう判断されるかということだと思うのですが。

#### 角農業委員

条件に合うのが弓浜地区だとねえ100haくらいあるんですねえ。

井田農業委員

公本さんがさっき言われたように、ここをやってここをせんということにならんです。10年や15年は投げちょう所はいっぱいある。

角農業委員

大篠津でこの間、本池推進委員と神社の周りでこれはどうしようも無いなという所だけは原野で許可したんですけども、これは30年くらい投げてあってしょうが無いなということで。それからどんどんどんどん広がって、弓浜の昔の水田は、申請が出れば許可せざるを得んという状況になっている、もうどんどんしてもいいのかなと地元の委員としても本当に自分らの判断で許可してもいいものがある、皆さんのご意見が聞きたいなと思って。

議長（高西会長）

あの、どこもあると思うのです。うちの集落なんかではねえ、とにかく耕作ができなかったら草は刈れということで、それはきびしくお願いしています。

角農業委員

それが嫌でねえ、原野にして。年間に反あたり2万円くらいかかって、米川土地改良区の決済金を払っても原野の方がいいっていうのが大方の意見です。

井田農業委員

背高泡立草がすごい。種と根から両方だけんいっぺんです。

森中農業委員

荒廃地と非農地というのはねえ、おのずから違うと思うのです。

井田農業委員

作る人が無くて、作りたくても作る人が誰も代わって作ってくれる人がおらないと、そういう具合では、今の話で原野にするものなら税金は下がるし、それだったらそのまんまで。人に何回も何回も頼むのは嫌だという人もおるし、そうなる自然に草ぼうぼうになって背の高さから上になって、今度は木が生えてくるようになります。

角農業委員

原野で税金が高いというなら説得できるのですが、農地より下がってしまうのです。

議長（高西会長）

まあ、いろいろ委員さんも大変ですけども、お互いにですね、どうしたらいいのかですね。ただ、さっきも話が出ていますが、Aという人には許可してBという人にはいけんということには無いように公平に扱わないといけんと思いますが、そういう問題があればですねえ、また委員会でもご相談いただいて皆で力を合わせて解決していくようにやっていきたいと思えます。これからもだんだん多いと思えますのでよろしくお願いします。

本日、予定していました審議は以上のおりですが、議題などの追加はありませんか。

ないようですので、県農業会議会議員の事務報告をします。

（鳥取県農業会議会議員の事務報告）

事務局（日浦係長）

（ 事 務 連 絡 ）

議長（高西会長）

これを持ちまして、第11回農業委員会総会を終了します。

閉 会 午後4時30分